

## 議案第71号

みやき町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例について

みやき町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

平成29年 9月 4日提出

みやき町長 末 安 伸 之

### 提案理由

この議案は、町営特定公共賃貸住宅に指定管理者を導入することに伴い、みやき町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する必要があるため、議会の議決を求めるものである。

## みやき町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例

みやき町営特定公共賃貸住宅管理条例（平成17年みやき町条例第114号）の一部を次のように改正する。

第48条を第50条とし、第47条を第49条とし、第46条の次に次の2条を加える。

（指定管理者による管理）

第47条 町長は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

（指定管理者の業務）

第48条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。

（1） 特定公共賃貸住宅及び共同施設の利用に関する業務（入居者及び家賃の決定並びに特定公共賃貸住宅の明渡し請求に関する業務を除く。）

（2） 特定公共賃貸住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関する業務

（3） 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務

2 指定管理者は、法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

みやき町営特定公共賃貸住宅管理条例の一部を改正する条例に係る新旧対照表

改 正 後	改 正 前
<u>(指定管理者による管理)</u> <u>第47条 町長は、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。</u>	(新設) (新設) (新設)
<u>(指定管理者の業務)</u> <u>第48条 指定管理者が行う業務は、次のとおりとする。</u> <ul style="list-style-type: none"> <li><u>(1) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の利用に関する業務（入居者及び家賃の決定並びに特定公共賃貸住宅の明渡し請求に関する業務を除く。）</u></li> <li><u>(2) 特定公共賃貸住宅及び共同施設の施設及び設備の維持管理に関する業務</u></li> <li><u>(3) 前2項に掲げるもののほか、町長が必要と認める業務</u></li> </ul> <u>2 指定管理者は、法令、条例、規則その他町長が定めるところに従い、特定公共賃貸住宅及び共同施設の管理を行わなければならぬ。</u>	(新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設) (新設)
(委任) <u>第49条 (略)</u>	(委任) <u>第47条 (略)</u>

(罰則)

第50条 (略)

(罰則)

第48条 (略)